

---

# 令和3年 第1回定例会

## 一般質問 松本 洋之議員

令和3年 2月25日

---

### ▶質問

区議会公明党の松本洋之でございます。私からは、求められる図書館の在り方について質問をさせていただきます。理事者の皆様の明快な答弁をよろしくお願いいたします。

先月オープンした田園調布せせらぎ館では、区立図書館資料の予約、受取、返却などができる図書サービスコーナーが区で初めて設置され、大変好評であります。また、間もなくオープンする予定の池上図書館では、ICタグ化による自動貸出機等の設置や、駅ビルに設置することから、夜9時までの開館時間の延長などを予定しており、利用者サービスの向上が期待されております。

また、「歴史ある門前町の未来が始まる知の拠点」をテーマに、池上地域の特性を活かした情報コーナーが設けられ、特色のある地域資料の展示を行っていくと伺っています。さらに、様々なテーマで実施する読書会や地域交流、グループ学習などで利用できる多目的室を設ける予定で、この多目的室で実施した事業を関係部局や関係団体と連携し、生涯学習につなげ、区民のライフワークとなるような取組をしていくということで、大いに期待するところであります。

図書館に対するニーズは、社会情勢、時代変化の中で多様化してきており、今後の図書館の在り方として、機能別に分けた図書館整備が必要と考えます。今後の地域図書館は、ただ本を貸し出すだけでなく、例えばパソコンを持ち込んだときの電源の整備、Wi-Fiといったネット環境をより整備し、閲覧席が充実している図書館、また、コンベンションホールや美術館など、文化施設とコラボレーションした図書館、また、カフェを併設し、コーヒーを飲みながら本を読むことができる図書館というように、その地域に合わせて、機能別に特色のある図書館を整備し、区民の皆様が休日に時間を気にすることなく、一日中のんびりと余暇を過ごすことができるような癒しの空間を提供する滞在型図書館をより一層充実すべきと考えます。

現在の環境整備の状況と今後の地域図書館に対する区の見解を伺います。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年4月8日から1か月半以上もの間、他の公共施設同様、区立図書館は休館となり、図書の予約はできるものの受け取れない、貸出しを受けられない状況となるなど、区民に対して公共図書館としての役割が十分に果たせない事態となりました。

昨年9月、私も区立図書館を利用した際、私以外どなたもいらっしゃいませんでしたけれども、閲

覧席では30分しか滞在できませんとの貼り紙を見て、これも致し方ないと思ひまして25分で帰りましたけれども、大変残念な思いをいたしました。

今回の経緯から見えてきた課題、また、新しい生活様式への対応の観点からも、今後の区立図書館のサービスについては、非接触型のサービスを充実させるなど、これまでの利用者の来館や滞在だけを前提とした機能の見直しを図っていく必要があると考えます。

そこで、課題を整理する意味で、6月22日に閲覧室の利用再開ができるようになるまでの間、休館中に中央図書館、地域図書館がどのような業務を行っていたのか、お伺いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に対して現在どのような対策を行っているのか、お伺いをいたします。

本区の令和2年3月31日現在の図書館登録者数は17万1261人、そのうち、全登録者に対しておおよそ93%の方が区民の方です。ここ数年、区民1人当たりの貸出冊数は7.5冊から7.8冊程度を推移しているとのことでありますけれども、令和2年度はコロナ禍の影響により、6冊を若干下回る見込みになると予測されています。世帯の一部の方の登録で全家族が利用されている方もいらっしゃると思います。公共的な立場からすると、区民全ての方に広く門戸が開かれている必要があるのではないかと思います。

今回のコロナ禍において、図書館はその役割を果たしていたと思われるでしょうか、所見をお伺いいたします。

このコロナ禍の中で注目を集めたのが電子書籍であります。電子書籍は、図書館に足を運ぶことなく、スマートフォンやタブレット端末などを利用して、ネットを通じて貸出し、返却ができることから、非来館型のサービスとして、これからの図書館に欠かせないものであると考えます。蔵書スペースを気にしなくていいので、はるかにたくさんの書籍を保管できる、また、劣化の心配もないので貴重な歴史資料などの保存、維持もできる、紛失や延滞防止にもなる、障がい者への配慮もできるなどのメリットがあります。一方デメリットとしては、出版社の理解も必要で、全ての本が必ずしも電子化できるわけではないといったことが挙げられます。しかしながら、図書館流通センターの調査によりますと、同社が提供する電子図書館サービスを導入する78自治体の公共図書館での昨年4月の電子書籍貸出実績は、前年同月比4.23倍の6万7700件、5月は5.26倍の8万5392件となるなど、電子書籍貸出サービスを導入している全国の図書館では、利用が大幅に増えているとのことであります。また、ある有名小説家が、新型コロナをきっかけに電子書籍の販売を許可したことが昨年話題になりました。外出を控えている今、電子書籍の価値が再認識されています。デジタル化は、これまで本に縁のなかった人々に文字情報への扉を開いてきました。知の循環構造の中で、次の時代をつくる人材が生まれ、次世代が起こすイノベーションによってさらに便利で優しい社会へと変わっていくことでしょう。

このたびの令和3年度予算に電子図書館の電子書籍貸出サービス事業として1053万9000円が計上されましたことを高く評価するものであります。新しい生活様式に対応するという観点からも、ぜひこの機会を逃さず、早期に進めていただきたいと要望しておきます。

また、本区の歴史や文化を後世に伝えるための重要な資料を多くの方にご覧いただくためにも、そして長期保存するためにも、アーカイブ化をする必要があると思います。アーカイブ化をすることによりまして、過去の豊かな知的資産の管理、そして死蔵書籍も日の目を見る形にすることも可能であります。今後、電子書籍貸出サービスに加えて、地域資料室の蔵書のアーカイブ化をして、公開をしていくこともぜひ前向きに検討していただくことを要望しておきます。

電子図書館の導入をすることにより、稼働の多い書籍は紙と電子書籍の両方を用意する。稼働の低い書籍は電子書籍のみで用意する。そうすることによりまして、多くの蔵書を区民に提供することが可能ではないでしょうか。また、電子図書館では、スマートフォンやタブレット端末でダウンロードをして読むことが可能であります。貸出期限が来れば自動的に返却がされ、スマホ、タブレットにダウンロードした書籍は読めなくなり、著作権の問題や管理をする手間がかからなくなります。電子書籍を導入することにより、様々な方にメリットが出ます。子育て中の方は、外出をしなくても図書館を利用することができ、子育て支援につながると思います。障がい者の方に対しては、障害者差別解消法の観点からいっても、行政が行う合理的な理由になるのではないのでしょうか。ページ拡大が自由自在で、音声読み上げもできるので、弱視や視覚障がいの子どもたちも楽しむことができます。視覚障がい者は図書館に行くこと自体が難しいので、来館せず貸出サービスを利用できることは大きいと考えます。将来的には電子書籍の自動音声読み上げが新刊図書でも可能となれば、録音図書の完成を待たずに済みますし、ボランティアに頼らず、自分の好きなときに聞くこともできます。

また、外国人向けのサービスも始まっております。浜松市立図書館では、定住しているフィリピン人向けに英語やタガログ語の電子図서가タブレットで借りられるようになりました。利用者は大変に感激されていたようであります。フィリピンの人々にとって図書館は今まで遠い存在でありましたけれども、電子書籍によって本に触れる機会が生まれ、簡単に使えるようになったわけであります。さらに、定住外国人が情報を発信することもできる、まさに社会変革と言える大きな変化です。さらには、小中学校の授業におきましても、パソコンやタブレットを使っての授業を行っております。今後、本区の小中学生などにタブレットなどが普及されれば電子書籍も活用でき、読書がより身近になると考えますが、所見をお伺いいたします。

多くの区民の方に図書館の利用を促進し、活字離れを食い止める意味でも導入する意義があるのではないのでしょうか。新しい生活様式に対応した電子図書館の推進と今後の図書館サービスについての見解をお聞きいたします。

教育委員会では、平成30年4月に「大田区立図書館の今後のあり方について」を策定し、その中で図書館に求められる機能として、図書館資料の収集、整理、保存による地域の情報拠点機能、地域や区民の課題解決を支援する機能、誰もが身近な地域で生涯学習に取り組むことができ、人と人とが出会い、地域力を育む機能がうたわれております。今後の在り方については、図書館に対するニーズも、社会情勢も、時代も大きく変化し多様化している中で、再度検討される必要性を感じます。図書館は、区民が持っている課題を解決する情報センターとなる図書館、現在の標準に合わせるのではなく、イノベーションを起こすような図書館となることを期待しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶玉川教育総務部長

図書館に関するご質問に順次お答えいたします。

まず、現在の環境整備の状況と今後の地域図書館についてのご質問でございます。

今年度、区は図書館へのICタグシステム導入工事の時期に合わせて、より快適、安全にご利用いただくために、各地域図書館で例年よりも規模の大きい改修工事を行っております。例えば、洗足池図書館では、屋上防水改修などの工事に加えまして、外壁塗装においては、周辺的环境との調和を大切にするなど、地域や利用者の声を反映した整備に取り組みました。また、池上図書館では、地域情報コーナーの常設や開館時間の延長に加え、一部の座席に個別電源をつけるなどの工夫を取り入れてございます。このほか、他の図書館におきましても、特徴ある図書館づくりに取り組んでおります。今後とも、中央館機能を担う大田図書館におきまして、各館の状況を取りまとめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底しながら、地域特性に応じて、区民の要望に沿った利用ができるよう、図書館の環境整備と運営を進めてまいります。

次に、臨時休館中の業務と現在の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問です。

区は、休館中におきましても、図書資料の収集、整理、保存について、開館時と変わりなく継続して業務を行ってまいりました。また、いずれ図書館を再開することを想定し、資料貸出しによる家庭内での読書機会の提供に重点を置き、開館準備業務に取り組んでまいりました。さらに、感染症拡大防止対策として、全館の受付カウンターにビニールカーテンを設置するなどの準備に取り組んだ上で、5月27日から予約済資料の貸出を先行して行うなど、段階的にサービスを再開しております。再開後は、資料を借りていかれる方などに、全館に設置した図書除菌機のご利用を案内しているほか、ICタグシステムの利用により、カウンターに行かなくても資料の貸出し、返却がで

きる非接触型サービスを開始しております。閲覧席等の利用におきましては、座席間隔を空けるとともに、換気に努め、館内の混雑状況等に応じて、短時間でのご利用をお願いしております。

なお、各館ごとの自主事業や親子おはなし会などについては、現在、緊急事態宣言が発出されているため、原則として休止とさせていただいております。

次に、コロナ禍におきまして図書館の果たした役割についてのご質問でございます。

図書館に求められます地域、区民の課題解決を支援する機能や、人と人が出会い地域力を育む機能等については、3密を避ける観点から限定的に行わざるを得ませんでした。一方、図書資料の収集と整理、保存については、通年にわたって滞りなく業務を行い、地域の情報拠点、区の読書文化を維持する役割を果たすことができたと考えております。

また、資料貸出業務に力点を置き、取り組んでまいりました。特にこのコロナ禍におきましては、図書館ホームページを使って資料を予約し、近隣の図書館で受け取れる形態がさらに増加し、家庭内での読書機会の提供につながったのではないかと考えております。この点については、今後効果検証を深め、より多くの区民に図書館をご利用いただけるよう、ホームページの改善に努めてまいります。

次に、小中学生に対するタブレットの普及と電子書籍貸出サービスに関するご質問です。

これによる相乗効果は期待できるものと考えております。電子書籍貸出サービスの導入に向けての検討では、配信予定の電子書籍には、児童書や参考書等のコンテンツもあり、小中学生に配備するタブレットを活用することにより、サービスを利用することができます。電子書籍貸出サービスを導入することとなった場合には、区内小中学校に配置している読書学習司書も活用するなどして、サービスを周知し、読書を通じた学びや人間性の育成を支援してまいります。

最後に、今後の図書館サービスについてのご質問です。

電子書籍貸出サービスは、新たな非来館型のサービスとして試行的に開始したいと考えております。また、従

来の来館型サービスとしては、ICタグシステムによる予約、貸出しの簡便化や資料に関する問合せに答える職員のレファレンス力の向上などの充実を図ってまいります。さらに、子どもたちの好奇心を涵養するおはなし会のほか、静かに過ごしたい、自宅のようにくつろぎたいなど、様々な区民の要望に沿った利用ができるよう、感染症拡大防止対策とバランスを取りながら、地域特性に応じた図書館運営を進めてまいります。

3月下旬に開館予定の池上図書館では、都内で初となります予約本自動受取機を導入しまして、通勤や通学の途中でも図書資料を受け取ることができます。このように、今後は新しい生活様式の枠組みの中で、区民の知的探求を支える役割とともに、多くの人が集まるという図書館の特性を活かして、人と人をつなげるなどの役割をしっかりと果たしてまいります。以上でございます。